様式第二号（第六十四条関係）

提出日を記載してください。

畜舎建築利用計画の認定申請書

令和５　年　４　月　１　日

都道府県知事　　殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号
申請者の氏名又は名称　農水　太郎
申請者の連絡先　01-234-5678
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第１項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

申請者が２以上のときは、代表となる申請者について記載し、別紙に他の申請者について必要な事項を記載して添えてください。代理者によって申請を行う場合は委任状を添付してください。（委任状は、任意の様式で構いません。）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

※　虚偽の記載により認定を受けた場合は、認定の取消しや罰則の対象となるため、注意してください。

以下の畜舎等の申請に係る記載例

1．飼養施設

2．飼養施設（2－1）と畜産業用倉庫（2－2）の複合用途施設
（畜産業用倉庫の用途に供する部分は主務省令第 24 条本文等の規定による防火基準の緩和を受けたい）

3．建築基準法に基づく畜舎に付随し、この畜舎と敷地を分けて畜舎特例法で建築する畜産業用車庫
（避難上有効に直接外気に開放された構造に該当）

4．発酵槽等（高さ８ｍを超えるもの）

：　農水　太郎

（２）住所又は主たる事務所の所在地：　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号

（３）連絡先：　01-234-5678　　〇〇〇〇@maff.go.jp

電話番号及びメールアドレスを記載してください

２．畜舎等の概要

（１）数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：　4

②申請に係る畜舎等の種類

畜舎等が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記載してください。また、それぞれの畜舎等ごとに別紙とし、必要な事項を記載して添付する方法でも結構です。（以下、同様）

・番号：　1

☑飼養施設
☐飼養施設に付随する搾乳施設
☐飼養施設に付随する集乳施設
☐飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これら
☐飼養施設に付随する畜産業用倉庫
☐飼養施設に付随する畜産業用車庫
☐堆肥舎
☐発酵槽等
☐堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
☐堆肥舎に付随する畜産業用車庫
☐発酵槽等を制御するための施設

複合用途施設に該当する場合（飼養施設内に畜産業用倉庫がある場合等）は、各用途に供する部分ごとに枝番を付し、それぞれの用途区分ごとに記載してください。（以下、同様）

・番号：　2－1

☑飼養施設
☐飼養施設に付随する搾乳施設
☐飼養施設に付随する集乳施設
☐飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
☐飼養施設に付随する畜産業用倉庫
☐飼養施設に付随する畜産業用車庫
☐堆肥舎
☐発酵槽等
☐堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫
□発酵槽等を制御するための施設

・番号：　２－２
□飼養施設
□飼養施設に付随する搾乳施設
□飼養施設に付随する集乳施設
□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
☑飼養施設に付随する畜産業用倉庫
□飼養施設に付随する畜産業用車庫
□堆肥舎
□発酵槽等
□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
□堆肥舎に付随する畜産業用車庫
□発酵槽等を制御するための施設

・番号：　３
□飼養施設
□飼養施設に付随する搾乳施設
□飼養施設に付随する集乳施設
□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
□飼養施設に付随する畜産業用倉庫
☑飼養施設に付随する畜産業用車庫
□堆肥舎
□発酵槽等
□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
□堆肥舎に付随する畜産業用車庫
□発酵槽等を制御するための施設

・番号：　４
□飼養施設
□飼養施設に付随する搾乳施設
□飼養施設に付随する集乳施設
□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
□飼養施設に付随する畜産業用倉庫
□飼養施設に付随する畜産業用車庫
□堆肥舎
☑発酵槽等
□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫
□発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造
・番号：　1
　木　造　　一部　　造
☑A構造畜舎等　□B構造畜舎等　□発酵槽等
・番号：　2－1
　鉄骨　造　　一部　　造
□A構造畜舎等　☑B構造畜舎等　□発酵槽等
・番号：　2－2
　鉄骨　造　　一部　　造
□A構造畜舎等　☑B構造畜舎等　□発酵槽等
・番号：　3
　鉄骨　造　　一部　　造
□A構造畜舎等　☑B構造畜舎等　□発酵槽等
・番号：　4
　ＲＣ　造　　一部　　造
□A構造畜舎等　□B構造畜舎等　☑発酵槽等

（２）工事施工地又は所在地：　東京都千代田区霞が関１丁目１番
☑都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）
□準都市計画区域内（用途地域外）
□都市計画区域及び準都市計画区域外

畜舎等の敷地が２以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。

（３）規模及び間取り
①番号：　1
②高さ：　8　　m
③床面積：（申請部分　3,500　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　3,500　㎡）
④間取り　☑居住のための居室を有しない。

畜舎等の最高の高さを記載してください。

①番号：　2－1
②高さ：　10　　m
③床面積：（申請部分　2,500　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　2,500　㎡）
④間取り　☑居住のための居室を有しない。

居住のための居室とは、居間、寝室、仮眠室 等をいいます。

①番号：　2－2
②高さ：　10　　m
③床面積：（申請部分　1,600　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　1,600　㎡）
④間取り　☑居住のための居室を有しない。

①番号：　3
②高さ：　10　　m
③床面積：（申請部分　250　　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　250　　㎡）
④間取り　☑居住のための居室を有しない。

①番号：　4
②高さ：　9　　m
③床面積：（申請部分　150　　㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計　150　　㎡）
④間取り　☑居住のための居室を有しない。

設計者又は工事監理者が建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

3．設計者等に関する事項
（1）設計者
①代表となる設計者
イ．資格：　（　一級　）建築士　（国土交通大臣）登録第 111111 号
ロ．氏名：　設計ユウタ
ハ．建築士事務所名：　（　一級　）建築士事務所　（東京都）知事登録第 222 号
ニ．所在地：　東京都千代田区霞が関１丁目１番２号　　農水建築士事務所
ホ．連絡先：　01-234-5678
ヘ．作成した設計図書：　すべて

建築士事務所名等は余白に記載してください。

②その他の設計者
イ．資格：　（　　）建築士
ロ．氏名：
ハ．建築士事務所名：　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号
ニ．所在地：
ホ．連絡先：
ヘ．作成した設計図書：

工事監理者又は工事施工者が未定のときは、決まった後、速やかに工事着手前に様式第８号（軽微な変更に係る届出書）により届け出てください。

（2）工事監理者
①代表となる工事監理者
イ．資格：　（　一級　）建築士　（東京都知事）登録第 333333 号
ロ．氏名：　設計　ユウタ

ハ．建築士事務所名：　（　一級　）建築士事務所　（東京都）知事登録第 444 号
ニ．所在地：　東京都千代田区霞が関１丁目１番２号　　農水建築士事務所
ホ．連絡先：　01-234-5678
ヘ．工事と照合する設計図書：　すべて
②その他の工事監理者
イ．資格　　（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
ロ．氏名：　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号
ハ．工事と照合する設計図書：

工事施工者が２人以上の時は、代表となる工事施工者について記載し、記入欄を追加して記載するか、別紙に必要な事項を記載して添えてください。

！重要
項目４は床面積が 3,000 ㎡を超える畜舎等に係る申請の場合のみ、記載してください。
※番号３及び番号４は床面積 3,000 ㎡以下のため記入不要

（３）工事施工者
イ．氏名又は名称：　タカシ
ロ．建設業の許可（東京都知事）第（般－１）号
ハ．住所：　東京都千代田区霞が関１丁目１番４号
ニ．連絡先：　01-234-5678

畜舎等の敷地が存する都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外の区域、地域、地区又は街区を記載してください。なお、畜舎等の敷地が２以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記載してください。（例：建築基準法第 22 条指定区域、景観地区、〇〇地区計画地区　等）

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎[illegible]合に記載すること。）
（１）畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項
①区域、地域、地区又は街区（都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外）：
②道路
イ．幅員：　4.000 m
ロ．敷地と接している部分の長さ：　8.000 m

畜舎等の敷地が２m以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記載してください。

③敷地面積
イ．敷地面積：　14,000 ㎡
ロ．第45条第１項の規定による畜舎等の建蔽率：　60 %
ハ．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：　60 %

規則第 45 条第２項に該当する場合に、同項の規定に基づき定められる建蔽率を記載してください。

③「ロ」、「ハ」及び④「ロ」は百分率を用いてください。

④建築面積
イ．建築面積：（申請部分 8,000 ㎡）（申請以外の部分　　㎡）（合計 8,000 ㎡）
ロ．建蔽率：　57.1 %
⑤認定等：
⑥備考：

・畜舎等及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等を受けた日付について⑤に記載するか、別紙に記載して添えてください。
・規則第 46 条第４項により同条第１項から第３項までの規定が適用されない畜舎等については、その旨を⑥に記載してください。

該当するチェックボックスに✓マークを記入し、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が規則第 69 条に掲げる規定のうち、特定の規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号：　1

②建築設備の種類

☑電気設備　☐ガス設備　☑給水設備　☑排水設備　☑換気設備　☐暖房設備

☐冷房設備　☑消火設備　☐排煙設備　☑汚物処理の設備

③屋根：　ガルバリウム鋼板

④外壁：　ガルバリウム鋼板

⑤軒裏：　ガルバリウム鋼板

③から⑤までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

⑥便所の種類　☑水洗　☐くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

☐耐火構造

☐建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）掲げる基準に適合する構造

☐準耐火構造

☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構１号に掲げる基準に適合する主要構造部の

☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構２号に掲げる基準に適合する主要構造部の

☑その他

！重要

⑧に該当する場合

・床面積 3,000 ㎡を超える木造畜舎等について防火基準の緩和の適用を受ける場合

・建築基準法第 22 条第１項指定区域内にある畜舎等の屋根の構造に関する規定の緩和の適用を受ける場合

に✓マークを記入してください。この場合、**追加の利用基準（５．（４）～（６）の該当部分）**が適用されるため、ご注意ください。

⑧第19条第２項又は第20条の規定の適用

☐第19条第２項本文の規定の適用を受ける畜舎

☐第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等における第24条第１項本文等の規定の適用

☐第24条第１項本文等の規定の適用を受ける畜舎等

⑩第26条の規定の適用

☐第26条第１号に掲げる畜舎等

☐第26条第２号に掲げる畜舎等

☐第26条第３号に掲げる畜舎等

☐防火地域　☐準防火地域

☐第26条第４号に掲げる畜舎等

第 26 条の規定（防火上必要な技術的基準）に該当する畜舎等である場合は、当該畜舎等の敷地が属する地域について、該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。なお、畜舎等の敷地が２以上の地域又にわたる時は、それぞれの地域について記入してください。

⑪備考：

⑩までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑪に記載するか、別紙に記載して添えてください。

①番号：　2－1

②建築設備の種類

☑電気設備　☐ガス設備　☐給水設備　☐

□冷房設備　☑消火設備　□排煙設備　□汚物処理の設備

③屋根：　ガルバリウム鋼板

④外壁：　ガルバリウム鋼板

⑤軒裏：　ガルバリウム鋼板

⑥便所の種類　☑水洗　□くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造

１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構

２号に掲げる基準に適合する主要構造部の

☑その他

⑧第19条第２項又は第20条の規定の適用

□第19条第２項本文の規定の適用を受ける畜舎等

□第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する

の規定の適用

□第24条第１項本文等の規定の適用を受ける畜舎

⑩第26条の規定の適用

□第26条第１号に掲げる畜舎等

□第26条第２号に掲げる畜舎等

□第26条第３号に掲げる畜舎等

□防火地域　□準防火地域

□第26条第４号に掲げる畜舎等

⑪備考：

複合用途施設の場合、③～⑩はそれぞれの用途に供する部分ごとに記入してください。

！重要

⑧に該当する場合

・床面積3,000㎡を超える木造畜舎等について防火基準の緩和の適用を受ける場合

・建築基準法第 22 条第１項指定区域内にある畜舎等の屋根の構造に関する規定の緩和の適用を受ける場合

⑨に該当する場合

（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫であって防火基準の緩和を受ける場合）

に✓マークを記入してください。この場合、**追加の利用基準（５．（４）～（６）の該当部分）**が適用されるため、ご注意ください。

①番号：　２－２

②建築設備の種類

☑電気設備　□ガス設備　□給水設備　□排水設備　☑換気設備　□暖房設備

□冷房設備　☑消火設備　□排煙設備　□汚物処理の設備

③屋根：　ガルバリウム鋼板

④外壁：　ガルバリウム鋼板

⑤軒裏：　ガルバリウム鋼板

複合用途施設の場合、③～⑩はそれぞれの用途に供する部分ごとに該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。

⑥便所の種類　☑水洗　☐くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

☐耐火構造

☐建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

☐準耐火構造

☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造１号に掲げる基準に適合する主要構造部の

☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造２号に掲げる基準に適合する主要構造部

☑その他

⑧第19条第２項又は第20条の規定の適用

☐第19条第２項本文の規定の適用を受ける畜

☐第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する

の規定の適用

☑第24条第１項本文等の規定の適用を受ける

⑩第26条の規定の適用

☐第26条第１号に掲げる畜舎等

☐第26条第２号に掲げる畜舎等

☐第26条第３号に掲げる畜舎等

☐防火地域　☐準防火地域

☐第26条第４号に掲げる畜舎等

⑪備考：

！重要

⑧に該当する場合

・床面積3,000㎡を超える木造畜舎等について防火基準の緩和の適用を受ける場合

・建築基準法第 22 条第１項指定区域内にある畜舎等の屋根の構造に関する規定の緩和の適用を受ける場合

⑨に該当する場合

（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫であって防火基準の緩和の適用を受ける場合）

に✓マークを記入してください。この場合、**追加の利用基準（５．（４）～（６）の該当部分）**が適用されるため、ご注意ください。

申請に係る畜舎等（畜舎等の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該畜舎等の部分。）ごとに記載してください。

（３）畜舎等の独立部分別概要

①番号：　1

②高さ：　8　m

③床面積：　3,500　㎡

④構造：　木　造　　一部　　造

⑤構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム

⑥備考：

構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

①番号：　2－1

②高さ：　10　m

③床面積：　2,500　㎡

⑤までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑥に記載するか、別紙に記載して添えてください。

④構造：　鉄骨　造　　一部　　造
⑤構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム
⑥備考：

①番号：　2－2
②高さ：　10　m
③床面積：　1,600　㎡
④構造：　鉄骨　造　　一部　　造
⑤構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム
⑥備考：

以降、様式に記載の内容をよく読んだうえで✓マークを記入してください。

５．畜舎等の利用の方法に関する事項
（１）番号：　1
（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間
（A構造畜舎等・B構造畜舎等共通）
☑午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。
（A構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受ける畜舎等の場合）

A構造畜舎等の場合、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫であって防火基準の緩和を受ける場合以外は記入不要です。

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜 搾乳）	、種付け 保管する物資 整理等）
滞　在　人　数	人	人	人	
滞　在　時　間	時間／人	時間／人	時間／人	時間　人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	間
合　　計				時間

☐通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
☐1,000㎡以下	４人	８時間
☐1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
☐2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
☐3,000㎡超	16人	32時間

（３）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

☑２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎接外気に開放されたものに該当する。

申請書に添付する平面図に２以上の避難口を明示してください。

いずれかに✓マークを記入してください。

Ｂ構造畜舎等又はＡ構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記入してください。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

☑様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を

第 19 条第 2 項本文又は第 20 条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（５）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保

第 24 条第１項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（６）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管

理を適切に行う。

☐畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

☐畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

（１）番号：　２－１

（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

☑午前０時から午前４時まで及び午後10時
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定
舎等の場合）

| | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調
給与及び
の観察 | | 整理等） |
|---|---|---|---|---|
| 滞　在　人　数 | 4　人 | 4　人 | 0　人 | 3　人 |
| 滞　在　時　間 | 2　時間／人 | 2　時間／人 | 0　時間／人 | 2　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 8　時間 | 8　時間 | 0　時間 | 6　時間 |
| 合　　計 | 22　時間 | | | |

！重要

Ｂ構造畜舎等及びＡ構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記載してください。

・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。

・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間

・合計：延べ滞在時間の合計

☑通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
☐1,000㎡以下		8時間
☐1,000㎡超2,000㎡以下		
☑2,000㎡超3,000㎡以下		
☐3,000㎡超		

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

（３）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

申請書に添付する平面図に２以上の避難口を明示してください。

いずれかに✓マークを記入してください。

☑２以上の避難口が特定されている。
☐堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組
（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）
☑定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なく

Ｂ構造畜舎等又はＡ構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記入してください。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）
☑様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供す
様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。
（Ｂ構造畜舎等の場合）
☑畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説

第 19 条第 2 項本文又は第 20 条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（５）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を
第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合に
ける取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
☐定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保

第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（６）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合
用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
☐畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。
☐避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
☐災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
☐火気を使用しない。
☐消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
☐畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

（１）番号：　2－2

（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（A構造畜舎等・B構造畜舎等共通）

☑午前０時から午前４時まで及び午後10時
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０

（A構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定
舎等の場合）

| | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調
給与及び
の観察 | | 整理等） |
|---|---|---|---|---|
| 滞　在　人　数 | 人 | 人 | 人 | 4　人 |
| 滞　在　時　間 | 時間／人 | 時間／人 | 時間／人 | 2　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 8　時間 |
| 合　　計 | | | | 8　時間 |

！重要

B構造畜舎等及びA構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記載してください。

- **実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。**
- **延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間**
- **合計：延べ滞在時間の合計**

☑通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

| 畜舎等の床面積 | 最
滞在者数 | 延べ滞在時間 |
|---|---|---|
| □1,000㎡以下 | | 8時間 |
| ☑1,000㎡超2,000㎡以下 | | |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | | |
| □3,000㎡超 | | |

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

（３）避難経路確保の取組

（A構造畜舎等・B構造畜舎等共通）

☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

☑２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する
接外気に開放されたものに該当する。

いずれかに✓マークを記入してください。

申請書に添付する平面図に２以上の避難口を明示してください。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

Ｂ構造畜舎等又はＡ構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記入してください。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受
舎等の場合）
☑定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）
☑様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜
様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。
（Ｂ構造畜舎等の場合）
☑畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項

第 19 条第 2 項本文又は第 20 条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（５）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
☑定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保

第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（６）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

いずれかに✓マークを記入してください。

☑畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。
☐避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
☑火気を使用しない。
☑消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
☑畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。
☑畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

（１）番号：　3
（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

！重要

Ｂ構造畜舎等及びＡ構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記載してください。

- **実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。**
- **延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間**
- **合計：延べ滞在時間の合計**

☑午前０時から午前４時まで及び午後10時
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定
舎等の場合）

| | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調
給与及び
の観察 | | 保管する
整理等） |
|---|---|---|---|---|
| 滞　在　人　数 | 人 | 人 | 人 | 2　人 |
| 滞　在　時　間 | 時間／人 | 時間／人 | 時間／人 | 1　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 2　時間 |
| 合　　計 | | | | 2　時間 |

☑通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
☑1,000㎡以下		８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下		
□2,000㎡超3,000㎡以下		
□3,000㎡超		

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

（３）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

いずれかに✓マークを記入してください。

□２以上の避難口が特定されている。

☑堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する
接外気に開放されたものに該当する。

Ｂ構造畜舎等又はＡ構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記入してください。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

☑定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

☑様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、

様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

☑畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明

第 19 条第 2 項本文又は第 20 条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（５）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用
第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等に
ける取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存

第 24 条第１項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

（６）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

（１）番号：　4

（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

番号４の発酵槽等に係る利用基準は（４）のみ記載。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計	時間			

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000㎡以下	４人	８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
□2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
□3,000㎡超	16人	32時間

（３）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間

発酵槽等に係る利用基準はこの箇所のみ。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

☑様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（５）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（６）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間
よって隔てて保管する。

乳用牛、肥育牛、繁殖牛、肥育豚、繁殖豚、採卵鶏、肉養鶏　等

申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

１）番号：　1

（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理

①家畜の種類：　乳用牛

②頭数：　300 頭

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：　フリーストール

）家畜排せつ物の処理方法：　堆肥化

・搾乳施設
・集乳施設
・貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
・畜産業用倉庫
・畜産業用車庫

を申請する場合は、付随する飼養施設又は堆肥舎で行う畜産業の内容を記入してください。

フリーストール、繋ぎ飼い、ケージ飼い、平飼い　等

堆肥化、乾燥、炭化・焼却、液肥化、メタン発酵（圃場散布 or 浄化放流）、汚水浄化　等

複合用途施設において、それぞれの用途に供する部分で記載内容に相違がない場合はまとめて記入していただいても構いません。

（１）番号：　2
（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）
①家畜の種類：　乳用牛
②頭数：　250　頭

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：　フリーストール

（４）家畜排せつ物の処理方法：　堆肥化

（１）番号：　3

（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）
①家畜の種類：　乳用牛
②頭数：　250　頭

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：

（４）家畜排せつ物の処理方法：　堆肥化

（１）番号：　4

（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）
①家畜の種類：　乳用牛
②頭数：　500　頭

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：

（４）家畜排せつ物の処理方法：　メタン発酵（圃場散布）

７．工事の着手及び完了の予定年月日
（１）工事種類
・番号：　1
☑新築　☐増築　☐改築　☐柱を撤去する行為　☐模様替

（２）工事着手予定年月日：　令和５年６月１日

（３）工事完了予定年月日：　令和５年12月１日

（１）工事種類

・番号：　2

☑新築　☐増築　☐改築　☐柱を撤去する行為　☐模様替

（２）工事着手予定年月日：　令和５年６月１日

（３）工事完了予定年月日：　令和５年12月１日

（１）工事種類

・番号：　3

☑新築　☐増築　☐改築　☐柱を撤去する行為

（２）工事着手予定年月日：　令和５年６月１日

（３）工事完了予定年月日：　令和５年12月１日

（１）工事種類

・番号：　4

☑新築　☐増築　☐改築　☐柱を撤去する行為

（２）工事着手予定年月日：　令和５年６月１日

（３）工事完了予定年月日：　令和５年12月１日

以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している場合は、違反している法律の規定、違反している農場名及びその所在地を具体的に記載してください。
また法人であってその役員が違反している場合は、違反している者の氏名を備考欄に記載してください。
・家畜伝染病予防法
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・水質汚濁防止法
・悪臭防止法
・瀬戸内海環境保全特別措置法
・湖沼水質保全特別措置法
※堆肥舎のみの申請の場合は記載不要です。

８．その他必要な事項

（１）法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

☑家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

所有する他の建築物が建築基準法等の規定に違反することとなっていないか、よく確認したうえで✔マークを記入してください。

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

☑申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

畜舎等の貸付けを行う場合に記載してください。

（２）畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の

管理に関する法令の遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について

つ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法

その排せつ物の管理に関する法律又はこれらの

ていない。

場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に保管する物資、車両の種類は保管する数量等、可能な限り詳細に記入してください。
飼料、わら等時期によって数量が大きく変動するもの、軽油等の燃料については当該倉庫・車庫で保管する最大数量を記載してください。
※防火基準の緩和を受ける畜産業用倉庫・畜産業用車庫に燃料を保管する場合は、燃料の数量は必ず記載してください。

申請に係る畜産業用倉庫又は畜産業用車庫が複数棟ある場合は、通し番号を併せて記入してください。

（３）申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する

あるものに限る。）の所在地：（番号２－２）東京都千代田区霞が関１丁目１番〇号

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

飼料（乾牧草、80t）、動物用医薬品（50kg）、トラクター付属品（モアコン）、工具

軽油（20L）

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。）の所在地：

（番号３）東京都千代田区霞が関１丁目１番△号（建築基準法に基づき建築した畜舎）

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

トラクター（１台）、フォークリフト（１台）、トラクター付属品、工具

申請に係る畜産業用倉庫又は畜産業用車庫が畜舎特例法に基づく既存の認定畜舎等に付随する場合は、当該畜舎等の認定番号を、建築基準法に基づき建築した畜舎に付随する場合は、その旨を記載してください。

特例畜舎等（床面積が 3,000 ㎡以下の畜舎等）が規則第 48 条第２項の規定の適用を受ける場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

（４）特例畜舎等が第48条第２項の規定の適用を
□第48条第２項の規定による都道府県知事の

７（１）「工事種類」で「模様替」に✓マークを記入した場合は、模様替によってどのように作業の能率の向上が行われるかについて、９に記載するか、別紙に記載して添えてください。

９．備考

（注意）

① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

② □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

③ ２．（１）②及び③並びに（３）、４．（２）、５．、６．並びに７．（１）は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

④ ４．（３）は申請に係る畜舎等（独立部分が２以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。